

提 案 書

(地震防災対策の充実強化)

平成22年6月

九都県市首脳会議

平成22年6月

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石原慎太郎
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	松沢成文
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における地震防災対策の充実強化等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏において、切迫性が指摘されている首都直下地震等の大地震が発生した場合、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に広範かつ甚大な被害が及び、国際社会にも重大な影響を与える恐れがある。

首都中枢機能の継続性の確保や甚大な被害の軽減を図るためには、首都直下地震をはじめとする地震防災対策について、一層の充実強化を図る必要がある。

また、様々な対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が連携を深め、協働していくことも不可欠であることから、下記事項について提案する。

記

- 1 首都直下地震など、首都圏に甚大な被害を及ぼす恐れのある地震に関する調査・観測・研究をさらに充実・強化すること。
- 2 高層ビルや石油タンクなどに被害を及ぼす長周期地震動に関する研究を一層推進するとともに、その成果を活かした対策を早急に示すこと。
- 3 首都圏における大規模地震等に、国と九都県市が迅速かつ、的確に対応するため、被災情報を共有できるシステムを、九都県市の意見も踏まえて、国において構築すること。
そのため、国は、早期に、九都県市の政令市に中央防災無線を整備し、国と九都県市が相互に通信できる体制づくりを進めること。
- 4 首都圏において大規模地震等が発生した際、域外からの救援活動等が円滑に行われるよう、国や国の関係団体などの施設を救援活動の拠点として使用するための仕組みづくりを進めること。
- 5 被災者の生活再建支援の根幹となる、被害認定調査や被災証明書の発行は、地方公共団体の裁量で実施するため、各種の被災者支援制度を公平かつ公正に運用する上で課題となっており、被害認定調査に従事する調査員の身分や権限、被災証明書の発行に関する法整備等を早急に進めること。

6 被災者台帳システムなど、大規模地震による被害の軽減や復旧に関する調査研究成果を地方公共団体と共有するとともに、実用化と普及に向け、所要の施策を早急に講ずること。

7 帰宅困難者対策として、発災時の基本原則の周知はもとより、外出者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供することが可能なシステムを国が中心となって構築すること。

また、多岐にわたる対策を推進するため、国、九都県市及び関係地方公共団体、交通事業者、報道機関、警察などによる検討の場を国が設けること。

提 案 書

(国民保護の推進)

平成22年6月

九都県市首脳会議

平成22年6月

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石原慎太郎
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	松沢成文
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁しており、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、また、その事態は、自治体の対処能力を超えるものと危惧される。

国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を策定している。九都県市においては、「国民保護計画」の策定をはじめとした体制を整備し、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実など対策の推進を図っている。

しかし、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容については、国は未だ明らかにしていない。国民保護措置は法定受託事務であることから、まず国と地方公共団体との役割を整理したうえで、費用については国で負担する必要がある。

国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持って、さらなる具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。
 - (1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。
 - (2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

- 2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定するとともに、住民避難の実施にあたっては、首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。

- 3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民の理解を深めるべく主導的な啓発に努めること。